



令和4年12月6日
福島地方気象台
福島県

福島県土砂災害警戒情報における暫定基準の見直しについて

福島県と福島地方気象台は、地震の影響を考慮した土砂災害警戒情報の暫定基準を見直し、令和4年12月13日から新地町と相馬市は一段階引き上げた暫定基準とし、他の市町村は通常基準により運用します。

令和4年3月16日23時36分頃の福島県沖の地震による地盤の緩みを考慮し、福島県と福島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、震度6弱以上を観測した市町村では通常基準の7割、震度5強を観測した市町村では通常基準の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況ならびに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり福島県土砂災害警戒情報の暫定基準を見直すこととしますのでお知らせします。

なお、気象庁が提供する「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」※、福島県が提供する「福島県河川流域総合情報システム」※についても、見直しが反映された危険度判定結果を表示しますので、引き続き避難対象地域の絞込みなどに活用いただけます。

記

- 1 暫定基準を見直す日時
令和4年12月13日(火)13時
- 2 暫定基準を見直す市町村(別紙に図示)

※土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)及び福島県河川流域総合情報システムでは、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等を補足する情報を公開しています。詳細については、次頁を参照してください。

気象庁：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>



気象庁：土砂キキクルの解説

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

福島県：福島県河川流域総合情報システム

<http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>



問合せ先

福島地方气象台

福島県土木部砂防課

担当 泉、歳桃

担当 玉應

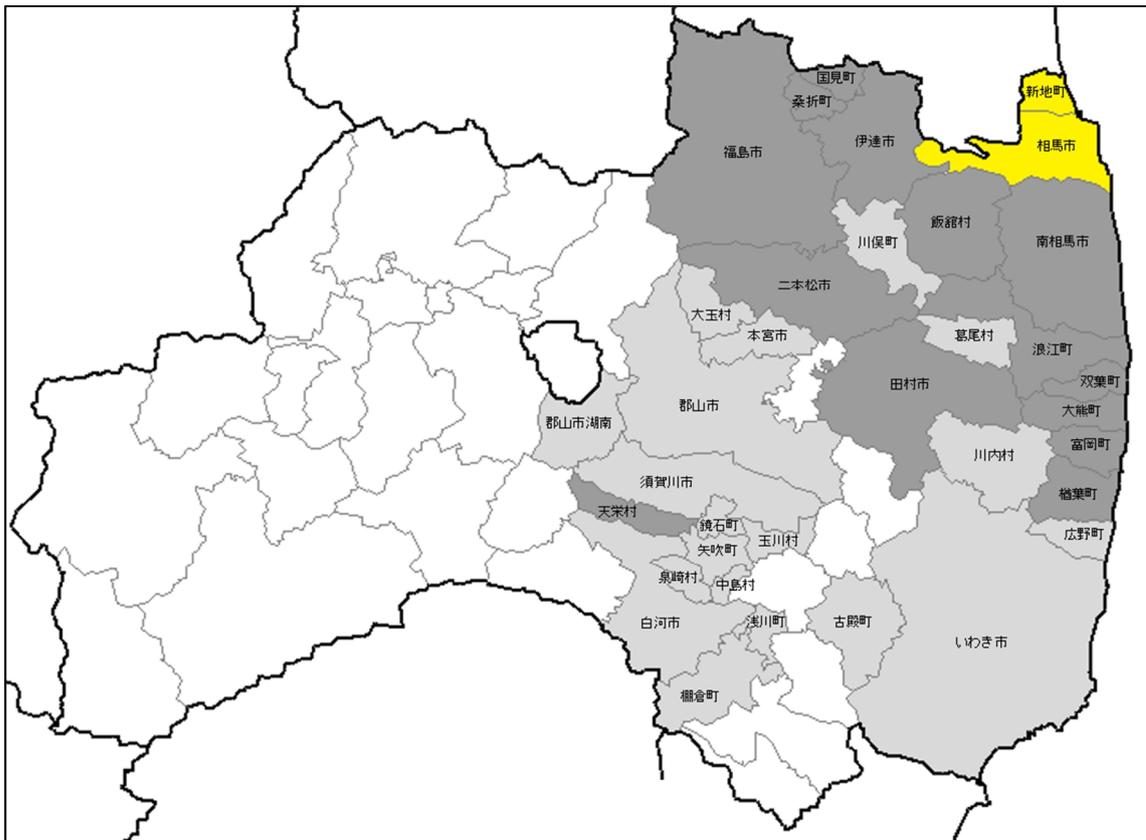
電話 024-534-0321

電話 024-521-7491

別紙

土砂災害警戒情報の暫定基準を見直す市町村

福島県



 暫定基準を7割から8割に一段階引き上げて継続する市町

 7割の暫定基準から通常基準に戻す市町村

 8割の暫定基準から通常基準に戻す市町村